

変更前

施術所	5月10日頃迄	国保連	6月初め頃	広域連合	7月末頃	支払い月
4月施術分申請書	⇒ (提出)	1次点検 (資格点検等)	⇒ (進達)	2次点検 (患者照会等)	⇒ (国保連へ支払い データを送付)	8月支払い

↓

変更後

施術所	5月10日頃迄	国保連	6月初め頃	広域連合	6月末頃	支払い月
4月施術分申請書	⇒ (提出)	1次点検 (資格点検等)	⇒ (進達)	2次点検 (患者照会等)	⇒ (国保連へ支払い データを送付)	7月支払い

※2次点検において申請内容に疑義がある場合には、患者照会等の調査を実施後に支給決定の判断を行うため、変更前の支給スケジュールと同様の支払い月になります。